

旭川市有料公園施設使用料の減免に関する要領

- 1 この要領は、旭川市都市公園条例（昭和32年旭川市条例第22号。以下「条例」という。）第12条第2項に規定する有料公園施設の条例別表(6)右欄に規定する使用料（体力チェック機、シャワー及び暖房装置等を使用した実費に係る使用料は除く。以下「有料公園施設使用料」という。）について、条例第20条の規定により減免する場合の基準を定め、統一的かつ客観的な運用を行うことを目的とする。
- 2 有料公園施設使用料の減免は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める割合とする。

区分	割合
(1) 旭川市又は旭川市教育委員会が主催する体育・スポーツ行事等に使用するとき。	免除
(2) 指定管理者が主催する体育・スポーツ行事等に使用するとき。	免除
(3) 旭川市又は旭川市教育委員会が他の団体等と共に催すもので、市長が特に必要と認めたとき。	5割
(4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（以下「身体障害者手帳等」という。）の交付を受けている者が使用するとき。また、パークゴルフ場に限り、その介助者（身体障害者の介助者は2名まで、その他の障害者の介助者は1名）が使用するとき。	5割
(5) 旭川市内小学校から大学及び特別支援学校又は小・中学生を主体とした団体が使用するとき。	5割
(6) 旭川市内に居住する高齢者（60歳以上の者をいう。）が健康維持及び増進のため和弓場を使用するとき。	5割
(7) 若者の団体（構成員の半数以上が30歳未満の者に限る。）が公益的・公共的な活動のためガーデンセンターを使用するとき。	5割
(8) その他市長が特に必要と認めたとき。	市長がその都度定める

※ (4)により減免を受けようとする者は、身体障害者手帳等の提示をもって、(6)又は(7)により減免を受けようとする者は、運転免許証等住所及び年齢の確認のできるものの提示をもって、規則第11条第1項の規定による公園使用料減免申請書の提出に代えるものとし、その場合、同条第2項の規定による公園使用料減免承認書は交付しないものとする。

なお、身体障害者等の手帳を持っている者の介助人及び未就学児童の付添人については、身体障害者等及び未就学児童1人につき原則1人を無料とする。

減免使用料に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

附 則

この要領は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。